

平成22年度9月補正予算額一覧表

(単位:百万円)

区 分		既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	(244,189) 253,096	()	(244,189) 253,096	
	B 公 共	一 般 公 共	(2,172) 28,815	()	(2,172) 28,815
		災 害 復 旧	(566) 10,030	()	(566) 10,030
	事業費	国 直 轄	(2,269) 9,159	()	(2,269) 9,159
		C 国庫補助事業費	(7,055) 36,782	() 388	(7,055) 37,170
	D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	(178,816) 221,603	()	(178,816) 221,603
		運 営 費	(23,478) 28,270	(46) 48	(23,524) 28,318
	E 単県行政施策費		(33,150) 77,249	(43) 62	(33,193) 77,311
		一般会計の計	(491,695) 665,004	(89) 498	(491,784) 665,502
	特別会計の計				282,652
合 計		(491,695) 947,656	(89) 498	(491,784) 948,154	
企業会計の計				11,445	

()は一般財源

平成22年度9月補正予算額の内訳(一般会計)

(単位:百万円)

区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)
総 務 部	(194,752) 205,907	(△ 2) ()	(194,750) 205,907
県 民 生 活 部	(7,406) 11,682	() 36	(7,406) 11,718
環 境 文 化 部	(3,268) 5,138	() 3	(3,268) 5,141
保 健 福 祉 部	(84,341) 108,227	() 15	(84,341) 108,242
産 業 労 働 部	(6,788) 17,590	() 29	(6,788) 17,619
農 林 水 産 部	(17,940) 38,668	(83) 402	(18,023) 39,070
土 木 部	(16,858) 69,717	(8) 13	(16,866) 69,730
警 察 本 部	(41,478) 46,293	()	(41,478) 46,293
教 育 委 員 会	(116,102) 159,014	()	(116,102) 159,014
諸 局	(2,762) 2,768	()	(2,762) 2,768
合 計	(491,695) 665,004	(89) 498	(491,784) 665,502

()は一般財源

平成22年度9月補正予算額款別一覧表

(単位:百万円)

【歳入】

款 別	区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)
県	税	185,040		185,040
地方消費税清算金		33,247		33,247
地方譲与税		22,427		22,427
地方特例交付金		2,497		2,497
地方交付税		161,000		161,000
交通安全対策特別交付金		700		700
分担金及び負担金		4,878		4,878
使用料及び手数料		6,059		6,059
国庫支出金		75,850	108	75,958
財産収入		1,815	5	1,820
寄附金		4		4
繰入金		34,541	385	34,926
諸収入		11,676		11,676
県債		125,270		125,270
合 計		665,004	498	665,502

【歳出】

款 別	区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)
議会費		1,537		1,537
総務費		47,884	40	47,924
民生費		92,666		92,666
衛生費		15,695	15	15,710
労働費		8,942		8,942
農林水産業費		37,688	367	38,055
商工費		8,665	28	8,693
土木費		62,483	13	62,496
警察費		46,293		46,293
教育費		171,002		171,002
災害復旧費		9,023	35	9,058
公債費		102,254		102,254
諸支出金		60,672		60,672
予備費		200		200
合 計		665,004	498	665,502

環境文化保健福祉委員会資料

- 1 平成22年9月定例会主要事項について
○平成22年度9月補正予算額 P. 1
- 2 「総合特区制度」に係る提案について 別紙
- 3 「CEF津山ウインドファーム建設事業」に係る環境影響
評価準備書に関する知事意見について P. 3
- 4 「あっ晴れ！おかやま国文祭開会式・オープニングフェス
ティバル」について P. 8
- 5 「あっ晴れ！おかやま国文祭50日前イベント」について
..... P. 10
- 6 「あっ晴れ！おかやま国文祭」に関する認知度等の調査
結果について P. 11
- 7 岡山湯郷Be11e公式戦「岡山県デー」の実施について
..... P. 13

平成22年8月30日

環境文化部

平成 22 年度 9 月 補 正 予 算 額 一 覧 表

(単位:千円)

区 分		既定予算額 (A)	補正予算 協議額	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	(500) 500	()	()	(500) 500	
	B 公 共 事業費	一 般 公 共	(18,150) 33,000	()	()	(18,150) 33,000
		災 害 復 旧	()	()	()	()
		国 直 轄 等	()	()	()	()
	C 国庫補助事業費	(100) 278,163	() 3,076	() 3,076	(100) 281,239	
	D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	(1,516,933) 1,564,128	()	()	(1,516,933) 1,564,128
		運 営 費	(835,256) 900,169	()	()	(835,256) 900,169
	E 単 県 行 政 施 策 費	(897,116) 2,362,722	()	()	(897,116) 2,362,722	
	一 般 会 計 の 計	(3,268,055) 5,138,682	() 3,076	() 3,076	(3,268,055) 5,141,758	
	特別会計の計					
合 計		(3,268,055) 5,138,682	() 3,076	() 3,076	(3,268,055) 5,141,758	
企業会計の計						

()は一般財源

平成22年度 9月補正予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	環境保全関係調査費		
C	既定予算額	補正予算協議額	補正予算額	
	(0)	(0)	(0)	
	10,036	3,076	3,076	
説明	1) 有害大気汚染物質発生源調査費 0 → 3,076 国(環境省)の委託を受けて、大気中の重金属について発生源と考えられる事業所とその周辺の実態等を把握する調査に要する経費			
C分類計	既定予算額	補正予算協議額	補正予算額	
	(100)	(0)	(0)	
	278,163	3,076	3,076	
一般会計の計	既定予算額	補正予算協議額	補正予算額	
	(3,268,055)	(0)	(0)	
	5,138,682	3,076	3,076	

()は一般財源

環境文化保健福祉委員会資料

1. 平成22年9月定例会主要事項について
 - (1) 平成22年度9月補正予算額 P. 1
 - (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例 P. 3
 - (3) 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項について
 - ・母子・寡婦福祉資金貸付金に係る権利の放棄 P. 7
 - (4) 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価結果について
 - ・地方独立行政法人岡山県精神科医療センター P. 8
 - (5) 地方自治法第221条第3項の法人の経営状況を説明する書類について
 - ・地方独立行政法人岡山県精神科医療センター P. 14
2. 「総合特区制度」に係る提案について 別紙
3. 「岡山県パーキングパーミット制度（仮称）」素案に対する意見等について ... P. 20
4. 第10回全国障害者スポーツ大会「ゆめ半島千葉大会」への岡山県選手団派遣について P. 25
5. 平成21年度介護保険の決算状況について P. 26
6. 高齢者のための新たな医療制度（中間とりまとめ）について P. 30

平成22年8月30日
保健福祉部

平成 22 年度 9 月 補 正 予 算 額 一 覧 表

(単位:千円)

区 分		既定予算額 (A)	補正協議額	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	(68,838,504) 72,694,157	()	()	(68,838,504) 72,694,157	
	B 公 共 事 業 費	一 般 公 共	()	()	()	()
		災 害 復 旧	()	()	()	()
		国 直 轄	()	()	()	()
	C 国庫補助事業費	(3,765,934) 22,410,628	() 15,518	() 15,518	(3,765,934) 22,426,146	
	D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	(5,104,368) 5,339,276	()	()	(5,104,368) 5,339,276
		運 営 費	(1,448,080) 1,606,539	()	()	(1,448,080) 1,606,539
	E 単県行政施策費	(5,183,801) 6,176,564	()	()	(5,183,801) 6,176,564	
	一般会計の計		(84,340,687) 108,227,164	() 15,518	() 15,518	(84,340,687) 108,242,682
	特別会計の計		326,042			326,042
合 計		(84,340,687) 108,553,206	() 15,518	() 15,518	(84,340,687) 108,568,724	

()は一般財源

平成22年度 9月補正予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	看護師等確保・養成事業費	
C	既定予算額	補正協議額	補正予算額
	(217,472) 404,333	() 15,518	() 15,518
説明	<p>1. 新人看護職員研修事業 0 → 14,107 看護の質の向上、医療安全の確保、早期離職防止のため、新人看護職員の研修の実施に要する経費</p> <p>2. 看護職員就業状況等実態調査 0 → 1,411 看護職員の確保のため、看護職員の就業者と離職者の就業状況等を把握する調査の実施に要する経費</p>		
C分類計	既定予算額 (3,765,934) 22,410,628	補正協議額 () 15,518	補正予算額 () 15,518
一般会計 の計	既定予算額 (84,340,687) 108,227,164	補正協議額 () 15,518	補正予算額 () 15,518
合計	既定予算額 (84,340,687) 108,553,206	補正協議額 () 15,518	補正予算額 () 15,518

()は一般財源

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 保健福祉部子ども未来課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 一定の要件を満たした場合に，満3歳以上の子どもに対する食事の提供について，施設外で調理し，搬入することができる施設を次のように改める。</p> <p style="padding-left: 40px;"> 幼保連携型認定こども園 → 認定こども園 幼稚園型認定こども園 </p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p>
改正理由	<p>就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき，文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正にかんがみ，満3歳以上の子どもに提供する食事を施設外で調理し，搬入することができる認定こども園の範囲を拡大する等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算措置との関係	なし
備 考	

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の基準を定める条例（平成十八年岡山県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項ただし書中「第四項本文」を「同項本文」に、「第八項」を「第九項」に改め、同条第五項ただし書中「において第二号」を「において同号」に改め、同条第七項各号列記以外の部分を次のように改める。

認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満三歳以上の子どもに対する食事の提供については、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。

第五条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 前項ただし書の場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の機能を有する設備を備えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設定及び運営に関する基準の一部改正にかんがみ、満三歳以上の子どもに提供する食事を施設外で調理し、搬入することができる認定こども園の範囲を拡大する等所要の改正を行う必要がある。

<p>9 略</p> <p>8 前項ただし書の場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>8 略</p>	<p>6 略</p> <p>7 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満三歳以上の子どもに対する食事の提供については、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。</p> <p>1〜5略</p> <p>8 略</p>
<p>6 略</p> <p>7 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満三歳以上の子どもに対する食事の提供については、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。</p> <p>1〜5略</p> <p>8 略</p>	<p>6 略</p> <p>7 幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園にあつては、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当該認定こども園の満三歳以上の子どもに対する食事の提供を、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>1〜5略</p> <p>8 略</p>

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定子ども園の認定の基準を定める条例新旧対照表

新	旧
<p>(施設設備) 第五条 1略</p> <p>2 認定子ども園の園舎の面積（満三歳に満たない子どもの保育を行う場合にあっては、満二歳以上満三歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満二歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。第四項ただし書において同じ。）は、次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存の施設が幼保連携型認定子ども園、保育所型認定子ども園又は地方裁量型認定子ども園の認定を受ける場合において、同項本文（満二歳に満たない子どもの保育を併せて行う場合）にあっては、同項本文及び第九項）に掲げる基準を満たすときは、この限りでない。</p> <p>略</p> <p>3・4略</p> <p>5 屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準のいずれをも満たさなければならない。ただし、既存の施設が幼保連携型認定子ども園、保育所型認定子ども園又は地方裁量型認定子ども園の認定を受ける場合において第一号の基準を満たすときは第二号の基準を、既存の施設が幼保連携型認定子ども園、幼稚園型認定子ども園又は地方裁量型認定子ども園の認定を受ける場合において同号の基準を満たすときは第一号の基準を満たすことを要しない。</p>	<p>(施設設備) 第五条 1略</p> <p>2 認定子ども園の園舎の面積（満三歳に満たない子どもの保育を行う場合にあっては、満二歳以上満三歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満二歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。第四項ただし書において同じ。）は、次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存の施設が幼保連携型認定子ども園、保育所型認定子ども園又は地方裁量型認定子ども園の認定を受ける場合において、第四項本文（満二歳に満たない子どもの保育を併せて行う場合）にあっては、同項本文及び第八項）に掲げる基準を満たすときは、この限りでない。</p> <p>略</p> <p>3・4略</p> <p>5 屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準のいずれをも満たさなければならない。ただし、既存の施設が幼保連携型認定子ども園、保育所型認定子ども園又は地方裁量型認定子ども園の認定を受ける場合において第一号の基準を満たすときは第二号の基準を、既存の施設が幼保連携型認定子ども園、幼稚園型認定子ども園又は地方裁量型認定子ども園の認定を受ける場合において第二号の基準を満たすときは第一号の基準を満たすことを要しない。</p>

○ 母子・寡婦福祉資金貸付金に係る権利の放棄

3件

222,500円及び遅延損害金相当額

専決処分 年 月 日	相 手 方	債権を放棄する額	放 棄 す る 理 由
22. 8. 12	岡山市北区撫川 1244番地 岩川 和子	貸付金 195,300円 及び遅延損害金相当額	県が貸し付けた母子・寡婦福祉資金貸付金において、借主岩川和子及び連帯保証人は死亡、また、連帯借主については行方不明となり、既に消滅時効に係る時効期間が経過し、今後の回収が見込めない状況にあることから、県貸付金債権を放棄するものである。
22. 8. 12	新潟県胎内市平木田 72番地4 田村 豊子	貸付金に係る遅延損害金 6,000円	県が貸し付けた母子・寡婦福祉資金貸付金において、借主田村豊子は、行方不明であり、連帯保証人についても行方不明であり、既に消滅時効に係る時効期間が経過し、今後の回収が見込めない状況にあることから、県貸付金に係る遅延損害金債権を放棄するものである。
22. 8. 12	広島県広島市東区中山東 2丁目1番11号 光本 芳枝	貸付金に係る遅延損害金 21,200円	県が貸し付けた母子・寡婦福祉資金貸付金において、借主光本芳枝は、生活保護受給中である。また、連帯保証人については死亡しており、既に消滅時効に係る時効期間が経過し、今後の回収が見込めない状況にあることから、県貸付金に係る遅延損害金債権を放棄するものである。

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの業務の実績 に関する評価結果について

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの平成21年度における業務の実績に関する評価結果について、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第28条第4項の規定により岡山県地方独立行政法人評価委員会から報告を受けたので、同条第5項の規定に基づき、報告する。

(参考)

地方独立行政法人法抜粋

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

- 第28条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
 - 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
 - 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
 - 5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの平成21年度に係る業務の実績に関する評価結果

1 評価対象法人の概要

- (1) 法人名等 岡山市鹿田本町3番16号 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 理事長 中島 豊爾
- (2) 設立年月日 平成19年4月1日
- (3) 設立団体 岡山県
- (4) 資本金の額 1,202,336,883円
- (5) 中期目標の期間 平成19年度から平成23年度
- (6) 目的及び業務

ア 目的

精神障害者の医療、保護及び発生の予防並びにこれらに必要な研究を行うことを目的とする。

イ 業務

- (ア) 精神科及び神経科に関する医療を提供すること。
- (イ) 精神科及び神経科に関する医療の調査及び研究を行うこと。
- (ウ) 精神科及び神経科に関する医療技術者の研修を行うこと。
- (エ) 前各号に掲げる業務を効果的かつ効率的に実施するため、附帯して必要となる関連業務を行うこと。

2 評価の実施根拠法

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条

3 評価の対象

平成21年度における地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの中期計画（平成19年度から23年度）の進捗状況

4 評価の趣旨及び評価者

(1) 評価の趣旨

地方独立行政法人法の規定に基づき、地方独立行政法人岡山県精神科医療センター（以下「岡山県精神科医療センター」という。）が、岡山県内の精神科医療の中核病院として、他の医療機関の模範となるような業務運営が行えるよう、業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保等について自主的、継続的な見直し及び改善を促すことを目的に、岡山県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が業務の実績評価を行う。

(2) 評価委員会

委員名	氏名	役職等
委員長	末長 範彦	岡山県経営者協会会長 岡山トヨペット(株)取締役社長
委員	江尻 博子	(株)岡山スポーツ会館代表取締役社長
委員	小川 洋	公認会計士
専門委員 (病院関係)	中西 綾子	元岡山県看護協会専務理事
専門委員 (病院関係)	日笠 完治	岡山県精神科病院協会理事 希望ヶ丘ホスピタル病院長

(委員名順、50音順)

5 評価方法の概要

(1) 評価基準

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの業務の実績に関する評価の実施基準

(2) 評価の手法

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの自己評価の結果を活用する間接評価方式

6 評価結果

(1) 総合的な評定

評価委員会は、岡山県精神科医療センターが地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの業務の実績に関する評価の実施基準により自己評価し提出した「平成21年度に係る業務の実績に関する報告書」を適正な評価と認め、次のとおり評定した。

岡山県精神科医療センターは、「人としての尊厳を第一に安心・安全の医療をめざす」ことを理念とし、人権を尊重し、利用者の方々の視点に立った良質な医療の提供、患者の社会参加への積極的支援、快適な治療環境の提供、精神科医療水準の向上、健全で透明性の高い病院運営に努めることとしている。

平成21年度は、昨年度に引き続いて、機動的・戦略的な運営体制の確立のための基盤整備に努めるとともに、昨年度の評価結果によりさらなる努力が必要とされた評価項目についても、理事長のリーダーシップのもと改善が行われていると認められる。

特に、民間病院では実施が困難である、精神科医師不在地域への医師派遣や、精神科救急において中心的な役割を担う等、地方独立行政法人として公的な役割を担おうとしている姿勢がうかがわれるものであり、積極的に評価するものである。

また、司法精神入院棟の運営、精神障害のある人への地域生活支援への積極的な取組や、訪問看護の充実など、岡山県内の精神科医療の中核病院としての役割を果たそうとする姿勢がうかがわれるものであり、高く評価するものである。

さらに、財務内容については、経常収支比率、医業収支比率、人件費比率いずれも前年度に引き続き高い水準にあると認められるものであり、岡山県精神科医療センターの優れた経営手腕が発揮されているものであり、高く評価するものである。

しかしながら、災害対策への設備整備がまだ検討段階であることや、人事評価システムに関して評価者研修を実施する等、向上の余地があり、さらなる努力が必要とされるものも見受けられた。

最小項目別評価の結果をみると、76項目中、前年度と比較して評点が上がったものが29項目、逆に下がったものが0項目となっている。

以上全体として、岡山県精神科医療センターが法人化のメリットを活かし、平成19年度より着手した様々な改革を継続し、着実に実行に移している状況が十分見受けられたことから、平成21年度の業務の実績における中期計画の進捗は、優れて順調と評定する。

なお、岡山県精神科医療センターは、地方独立行政法人として公的な使命を有しており、引き続き、医療の質の向上と県内精神科医療の中核病院としての存在意義を十分に考慮した運営が行われることを望む。特に、児童・思春期精神科医療については、全国的にみても、院内学級の運営や福祉施設との連携など、先駆的な取組がなされているところである。発達障害や児童虐待に係る心のケア等、今後より充実した支援体制の構築が必要とされていることから、なお一層の取組がなされるよう期待する。

(2) 中期計画の各項目ごとの評定

Ⅲ 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上

ア 評定

中期計画の進捗状況は優れて順調

イ 理由

法人化により理事長のリーダーシップを生かした取組がスタートし、着実で期待以上の成果が見受けられる。

ウ 評価した項目

① 項目数

53項目

② 特筆すべき項目

- ・多職種チームによる入院患者の早期退院に取り組むとともに、退院後も安定した社会生活が送れるよう地域の関係機関と調整会議を随時実施し、また、訪問診療を行う地域生活支援室を本格的に稼働させるなど、精神障害のある人が、地域で安心して生活できるよう支援している。
- ・精神科医療過疎地である東備地区への医師派遣を行うなど、精神科医師不在地域への対応に積極的に取り組んでいる。

- ・保健所、児童相談所等の関係機関が実施する相談会に、定期的に医師派遣するなど、地域貢献に努めている。
- ・効果的な病床管理の徹底が行われるとともに、平成20年度に引き続き24時間体制の救急医療を実施するなど、県内の精神科医療の中核病院として機能している。
- ・病院職員として必要な知識を、すべての職員が持てるよう、接遇、医療安全管理、行動制限等に関する院内研修を実施し、コメディカル職員については専門性に応じた技能の向上を図るために院外研修に積極的に参加させるなど、充実した教育研修が実施されている。また、臨床研修管理型病院の協力型病院として参加し、研修医の受入も積極的に行い、県内の精神科医療の向上にも貢献している。

IV 業務運営の改善及び効率化

ア 評定

中期計画の進捗状況は優れて順調

イ 理由

各部門ごとの意思決定と責任体制を明確にし、組織内の意思決定の迅速化を図るとともに、コスト意識の徹底を図るなど、適切かつ効果的な予算執行を引き続き推進し、効率的な業務運営に努めた。

ウ 評価した項目

① 項目数

17項目

② 特筆すべき項目

- ・院内共通の事案について、意思決定の迅速化のために事務処理決裁規程を改訂し、個別事案については、迅速な意思決定に向けて経営企画会議を開催するほか幹部職員が随時協議を行った。
- ・新型インフルエンザの流行に備えて、マスク、防護服等の感染防護具を備蓄し、非常時への対応の備えを行っている。
- ・給食業務、医事委託業務等において、その効果を検証し、業務内容の見直しや受託業者の変更を行ったほか、複数年契約の導入等、大幅な契約方法の見直しを行い、委託業務費の縮減を行った。

V 財務内容の改善

ア 評定

中期計画の進捗状況は優れて順調

イ 理由

経常収支比率などの経営管理指標が高い水準にあり、良好な財務内容であると認められた。

ウ 評価した項目

① 項目数

1項目

② 特筆すべき項目

- ・経常収支比率（経常収益／経常費用）が125.1%から114.9%へ、医業収支比率（医業収益／医業費用）が108.0%から100.3%へ、人件費比率（総人件費／医業収益）が62.1%から69.0%と前年度と比較して若干後退したものの、依然良好な水準にある。

VI その他業務運営に関する重要事項

ア 評定

中期計画の進捗状況は優れて順調

イ 理由

医療従事者の適正配置、職員の業務能力を的確に反映した人事管理に努め、また、職員の業務能力を的確に反映した人事管理制度の構築に努めた。

ウ 評価した項目

① 項目数

5項目

② 特筆すべき項目

- ・業務に必要な専門職の配置に努めた。

(3) 評価結果等の業務運営への活用状況

- ・ボランティア活動の推進について、ボランティアを受け入れる際の手続き、遵守事項等を盛り込んだ「ボランティア活動実施要領」を定めた。
- ・医療安全管理対策を推進するため、医療安全管理対策委員会、感染症対策委員会を月1回定期的に開催し、安全管理についての現状把握や分析を行うとともに、職員の意識改革を図る研修も合わせて実施し、事故防止強化月間を設定し全職員参加の運動を展開した。
- ・未収金の解消について、外来の休日夜間受診者の未収金の発生状況の調査を行い、診療費の請求と収納方法について検討を行い、患者の支払い相談に応じるとともに、高額療養費の貸付制度等について、利用を積極的に働きかけ、委任を受け代行するなど未収金の回収に努めた。

(4) 地方独立行政法人岡山県精神科医療センターに対する勧告等

該当なし

平成21年度地方独立行政法人岡山県精神科医療センター事業実績書

(単位：千円)

事業名	事業の概要	事業費
岡山県精神科医療センター事業	<p>平成21年度は、昨年度に引き続いて、機動的・戦略的な運営体制の確立のための基盤整備に努めるとともに、岡山県内の精神科医療の中核病院としての期待に応えるべく、積極的な取組を行った。延べ外来患者数は62,784人（前年度比8.8%増）、延べ入院患者数は84,028人（前年度比3.4%減）、病床利用率（司法精神入院棟を除く）は90.5%（前年度比3.2%減）、休日夜間精神科救急の入院者数は329人（県内の72.5%に対応）であり、県民に対し、専門的な医療を提供した。また、財務内容についても良好な水準にある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・多職種チームにより入院患者の早期退院に取り組むとともに、退院後も安定した社会生活が送れるよう地域の関係機関と調整会議を随時実施し、また、訪問診療を行う地域生活支援室を本格的に稼働させるなど、精神障害のある人が、地域で安心して生活できるよう支援している。 ・昨年度に引き続き、24時間体制の精神科救急医療を実施し、岡山県精神科救急医療システムの中核病院として、県内の精神科救急の多くの事案に対応した。 ・昨年度に引き続き、児童思春期に特有な精神疾患に効果的に治療が行えるよう、子どもの心の診療拠点病院整備事業を実施した。 2 業務運営の改善及び効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・各部門ごとの意思決定と責任体制を明確にし、意思決定の迅速化を図るとともに、コスト意識の徹底を図るなど、適切かつ効果的な予算執行を引き続き推進し、効率的な業務運営に努めた。 ・未収金滞納者の状況の整理を行い、未収金の回収に努めた。 3 財務内容の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・経常収支比率（経常収益／経常費用）が125.1%から114.9%へ、医業収支比率（医業収益／医業費用）が108.0%から100.3%へ、人件費比率（総人件費／医業収益）が62.1%から69.0%と前年度と比較して若干後退したものの、依然良好な水準にある。 4 その他業務運営に関する重要事項 <ul style="list-style-type: none"> ・良質で安全な医療の提供のため、業務に必要な専門職の配置に努めた。 ・職員の業務能力を的確に反映した人事管理制度を行うため、引き続き、人事評価制度を実施し、勤勉手当の勤勉率に結果を反映させた。 	2,801,505
合	計	2,801,505

平成21年度地方独立行政法人岡山県精神科医療センター貸借対照表及び損益計算書

1 貸借対照表

平成22年3月31日現在 (単位：円)

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
1 固定資産		3 固定負債	
(1) 有形固定資産		資産見返負債	216,443,040
土地	1,403,825,688	移行前地方償還債務	6,328,434,034
建物	5,719,198,903	引当金	496,369,901
構築物	121,617,660	長期リース債務	10,677,054
器具器備	185,654,378	固定負債合計	7,051,924,029
工具運搬具	2,170,525		
有形固定資産合計	7,432,467,154	4 流動負債	
(2) 無形固定資産		一年以内返済予定移行前地方償還債務	192,552,800
ソフトウェア	11,289,969	未払費用	260,720,095
電話加入権	45,000	短期リース債務	11,480,062
無形固定資産合計	11,334,969	未払消費税	1,577,200
(3) 投資その他資産		預り金	17,717,313
投資有価証券	300,000,000	引当金	73,447,439
長期前払費用	1,262,744	流動負債合計	572,967,541
差入保証金	74,000	負債合計	7,624,891,570
投資その他の資産合計	301,336,744		
固定資産合計	7,745,138,867	資本の部	
2 流動資産		5 資本金	
現金及び預金	2,072,646,438	設立団体出資金	1,202,336,883
医業未収	414,600,650	資本金合計	1,202,336,883
未収入金	11,922,840	6 資本剰余金	
医薬品	19,792,710	資本剰余金	13,398,358
診療材料	8,373,221	資本剰余金合計	13,398,358
貯蔵品	219,350	7 利益剰余金	
前払費用	3,802,499	目的積立金	1,013,726,078
未収替	1,711,354	当期末処分利益	424,031,220
立替	176,180	利益剰余金合計	1,437,757,298
流動資産合計	2,533,245,242	資本合計	2,653,492,539
合計	10,278,384,109	合計	10,278,384,109

2 損益計算書

自 平成21年4月 1日
至 平成22年3月31日

(単位：円)

費用の部				収益の部			
科 目				科 目			
金額				金額			
営業費用				営業収益			
2,688,085,016				3,141,526,707			
医業費用				医業収益			
1,635,060,432				2,518,360,326			
給	与	費		運	業	収	益
材	料	費		營	費	負	担
減	償	費		補	助	金	等
経	却	費		寄	付	金	収
研	修	費		資	産	見	返
研	修	費		運	營	費	負
一	般	管	理	金	戻	入	
給	与	費		資	産	見	返
減	償	費		補	助	金	戻
経	却	費		受	託	収	入
102,241,269				44,351,829			
17,750,181				営業外収益			
57,434,567				70,830,468			
営業外費用				運			
106,486,735				營			
財務費用				費			
支				負			
支				担			
利				金			
息				収			
出				益			
105,039,495				財			
1,447,240				務			
臨時損失				収			
6,933,300				益			
当期総利益				營			
424,031,220				業			
合 計				外			
3,225,536,271				雑			
				益			
合 計				4,752,288			
				臨時利益			
				13,179,096			
合 計				合 計			
3,225,536,271				3,225,536,271			

平成22年度地方独立行政法人岡山県精神科医療センター事業計画書

(単位：千円)

事業名	事業の概要	事業費
岡山県精神科医療センター事業	<p>1 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上</p> <p>(1) 地域生活支援体制の充実 地域生活支援室を中心に、患者の日常生活や治療上の支援を行う訪問看護を充実する。また、関係機関との連携を図り、在宅医療環境の整備・充実を図る。</p> <p>(2) 岡山県精神科救急医療システムの中核病院としての役割分担 県内の当番病院及び輪番病院のバックアップを行うとともに、岡山県精神科救急情報システム事業の受託実施により、岡山県精神科救急医療システムの中核的役割を担う。</p> <p>(3) 子どもの心の診療拠点病院整備事業 県から受託している子どもの心の診療拠点病院整備事業は平成21年度で終了したが、当センターが独自で事業を継続し、保健・医療・福祉・教育・司法等の各関係機関と連携して、子どもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対して、診療支援や医学的支援を行う。</p> <p>2 業務運営の改善及び効率化</p> <p>(1) 弾力的な予算執行や業務委託の推進により、効果的・効率的な業務運営に努める。</p> <p>(2) 引き続き未収金の解消に努める。</p> <p>3 財務内容の改善 業務運営の改善及び効率化により、財務内容の改善を図る。</p> <p>4 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 児童・思春期外来施設の充実に向けて土地建物の取得を検討する。</p> <p>(2) 平成20年度から本格実施している人事評価システムについて、公正で客観的な評価を行うため、評価者の研修を行うなど、制度の充実を図る。</p>	2,723,072
合 計		2,723,072

平成22年度地方独立行政法人岡山県精神科医療センター収支予算書

(単位：千円)

支 出 の 部				収 入 の 部			
科 目	予 算 額			科 目	予 算 額		
	22年度	21年度	増△減		22年度	21年度	増△減
営業費用	2,413,570	2,368,090	45,480	営業収益	3,085,546	2,794,925	290,621
医業費用	2,223,689	2,247,966	△24,277	医業収益	2,619,299	2,293,573	325,726
給与	1,548,474	1,480,028	68,446	入院収益	2,205,524	1,954,848	250,676
材料	152,420	156,840	△4,420	外来収益	388,462	311,606	76,856
経費	499,595	589,732	△90,137	その他医業収益	25,313	27,119	△1,806
研究研修費	23,200	21,366	1,834	運営費負担金収益	433,117	456,793	△23,676
一般管理費	189,881	120,124	69,757	その他営業収益	33,130	44,559	△11,429
給与	113,170	84,187	28,983	補助金等収益	2,594	2,594	0
経費	76,711	35,937	40,774	受託収入	30,536	41,965	△11,429
営業外費用	108,125	107,379	746	営業外収益	70,635	71,389	△754
資本支出	198,377	347,496	△149,119	運営費負担金収益	63,135	62,687	448
増改築工事	0	154,135	△154,135	その他営業外収益	7,500	8,702	△1,202
資産購入	5,824	5,876	△52	財務収益	4,600	5,802	△1,202
償還金	192,553	187,485	5,068	営業外雑収益	2,900	2,900	0
その他の支出	3,000	3,000	0	資本収入	131,280	282,062	△150,782
				運営費負担金収益	131,280	127,927	3,353
				その他資本収入	0	154,135	△154,135
				補助金等収益	0	154,135	△154,135
合 計	2,723,072	2,825,965	△102,893	合 計	3,287,461	3,148,376	139,085

経営状況等の概況

団体の基本情報 (H22.4.1現在)					
名称	地方独立行政法人 岡山県精神科医療センター		事務所の所在地	岡山市北区鹿田本町3番16号	
代表者	理事長 中島 豊爾		設立年月日	平成19年4月1日	
基本財産	1,202,337千円	うち県出資金	1,202,337千円	県出資比率	100%
役員	9人	職員	230人	決算時期	3月
設立目的	精神障害者の医療、保護及び発生の予防並びにこれらに必要な研究を行う。				
主な事業	岡山県精神科医療センターの設置運営 ① 精神科及び神経科に関する医療を提供すること ② 精神科及び神経科に関する医療の調査及び研究を行うこと ③ 精神科及び神経科に関する医療技術者の研修を行うこと				

経営実績と財産の状況 (単位:千円)						
	H17	H18	H19	H20	H21	H22 (予算)
当期収入 A			2,846,964	3,286,329	3,225,536	3,287,461
うち県支出金 B			630,997	700,100	666,806	636,571
県支出金の割合 (B/A)			22.2%	21.3%	20.7%	19.4%
当期支出 C			2,488,308	2,631,258	2,801,505	2,723,072
当期収支差額 (A-C)			358,656	655,071	424,031	564,389
総資産 D			9,505,358	9,960,778	10,278,384	
主なもの			現金預金	1,490,616	1,600,972	2,072,646
			土地・建物・構築物	7,377,372	7,219,774	7,244,642
総負債 E			7,930,967	7,731,316	7,624,892	
うち運営費負担金債務等			2,940	5,100	6,760	
正味財産 F=D-E			1,574,391	2,229,462	2,653,492	
うち出資財産 G			1,215,735	1,215,735	1,215,735	
当期末処分利益 (F-G)			358,656	1,013,727	1,437,757	
経営実績と財産の状況についての評価	岡山県精神科医療センターが、法人化のメリットを活かし、平成19年度より着手した様々な改革を継続し、着実に実行している状況が十分見受けられたことから、業務の実績における中期計画の進捗は優れて順調と評価できる。					

役員職員の状況							
		H17	H18	H19	H20	H21	H22
役員	総数			9	9	9	9
	常勤			2	2	2	2
	うち県派遣職員			0	0	0	0
	非常勤			7	7	7	7
	うち県職員			0	0	0	0
職員	総数			190	230	242	266
	常勤			162	190	197	221
	うち県派遣職員			23	16	14	1
	非常勤			28	40	45	45

岡山県からの支出の状況 (単位:千円)						
	H17	H18	H19	H20	H21	H22 (予算)
県支出金 (再掲)			633,937	702,261	642,366	636,571
内訳	委託料		27,497	39,513	19,912	9,039
	運営費負担金		606,440	662,748	622,454	627,532
その他	長期貸付金 (年度末残高)					
	損失補償限度額					
	損失補償契約に係る債務残高					
	債務保証限度額					
	債務保証契約に係る債務残高					